

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

子供たちの教育環境を整備・充実するとともに、教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育を推進します。

また、子供たちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

施策1 教職員の資質・能力の向上

施策2 学校経営の改善・充実

施策3 学校環境の整備・充実

施策4 ICT教育の推進

施策5 学校安全の推進

施策6 就学支援の充実

施策1 教職員の資質・能力の向上

現状（課題）

- ◆ 社会状況や児童生徒の変化に迅速かつ適切に対応するためには、教職員は、これまで以上に必要かつ高度な専門的知識・技能などを修得し、資質・能力の向上を図ることが必要とされています。
- ◆ 様々な教育課題の解決には、教職員個々の資質・能力の向上が不可欠です。人事評価制度により教職員の力量を高め、学校の活性化を図ることが必要です。
- ◆ 教職員の事故、不祥事が後を絶たない状況の中で、地域・保護者・児童生徒から信頼される教職員の育成が必要です。
- ◆ 学校の円滑な運営のため、教職員の心身の健康の保持・増進が重要です。

主な取組

- 1 教職員の研修の充実
 - 初任者研修、3年経験者研修、新任管理職研修など、教職員の職責遂行に関わる職能に応じた研修を県や外部機関と連携しながら充実を図ります。
- 2 人事評価制度の活用
 - 教職員間の協働性やチームワークの重要性を鑑みながら、教職員の資質・能力の向上を図ります。
 - 評価者の資質を向上させ、教職員一人一人の能力開発を促し、学校の活性化を図ります。
- 3 教職員のサービスの厳正と事故防止の徹底
 - 当事者意識を育む倫理確立委員会を活性化し、ボトムアップを図る実効ある取組を推進します。
 - 教職員の事故防止や不祥事根絶に向け、特に若手・臨時的任用教職員のサービスの厳正を図ります。
- 4 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進
 - 教職員の定期健康診断及び健康管理医による健康指導などにより、教職員の健康の保持・増進を図ります。
 - 教職員のメンタルヘルスの保持・増進のため、ストレスチェックを活用するとともに、労働安全推進研修会等の研修の機会を提供し、教職員の健康保持を図ります。
 - 医師による面接指導により、教職員の健康に対する不安を軽減します。

施策2 学校経営の改善・充実

現状（課題）

- ◆ 学校には、自らの活動を評価し、その改善と発展を目指し、学校教育活動や学校運営の状況について、公表を行うことが必要です
- ◆ 少子化に伴い学校間の規模に差が生じてきており、地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化を図ることが必要です。
- ◆ 学校教育法・学習指導要領などの法令を踏まえ、創意・工夫した教育課程を編成し、学力向上・教育活動の充実を図ることが必要です。
- ◆ 保護者や地域住民の願いを把握し、学校運営に反映させ、地域とともに「魅力ある学校づくり」を行うことが必要です。
- ◆ 生きる力を育み、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指し、行きがいのある学校生活を送ることができるよう、校長を中心として全教職員の創意を生かし、保護者や地域と連携した活動を促進することが必要です。

主な取組

1 学校評価の活用

- 自己評価、学校関係者評価の実施と公表を行い、地域と一体となって魅力ある学校づくりを推進します。
- 学校の現状と課題を把握し、魅力ある学校づくりを推進します。

2 特色ある教育課程の編成・実施

- 教育目標の実現に向けて、経営方針や教育指導の重点・努力事項を明確にし、9か年を見通した魅力ある学校づくりのための体制を確立します。
- 地域性を生かし、家庭や関係機関、地域内の他の学校や幼稚園と協力・連携し、信頼される学校づくりを推進します。
- 新学習指導要領を踏まえ、教育課程の編成・実施、教員の指導力の向上及び授業の充実を図るため、必要な資料の配付、研修などを行います。
- 長期的な児童生徒数の推移や、各地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化に向け、通学区域の検討を行い、地域の特性を生かした教育活動を展開します。
- それぞれの学校が地域参加型の学習や異学年交流などの充実を図ります。

3 学校評議員制度の充実

- 学校評議員の意識の高揚と制度の充実を図り、魅力ある学校づくりに努めます。

施策3 学校環境の整備・充実

現状（課題）

- ◆ 学校施設は、災害時には地域住民の緊急避難場所にもなることから、学校施設の安全性確保を最優先課題として事業を推進し、平成27年度に上尾中学校校舎改築事業の竣工をもって耐震化率は100%となりました。
今後は、東日本大震災でも被害が生じた天井や照明、窓ガラス等の非構造部材の耐震対策を進める必要があります。
- ◆ 学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、平成26年度に策定した「上尾市公共施設等総合管理計画」に則した老朽化対策に取り組む必要があります。
- ◆ 学校図書館図書については、国が定めた「学校図書館図書標準冊数」の達成に向けて整備を進めており、整備率は平成27年度末で小学校96%、中学校87%となっていますが、更なる充実が必要です。
- ◆ 教育教材については、教材整備指針に基づき整備を進めています。今後は長年使用して老朽化している大型教材についても、計画的な更新に取り組む必要があります。

主な取組

1 施設老朽化対策の推進

- 学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、「上尾市公共施設等総合管理計画」に則した老朽化対策に取り組みます。また、東日本大震災では天井材の落下など、非構造部材に大きな被害が発生したため、併せて非構造部材の耐震対策を推進します。

2 学校図書館図書・教材の整備・充実

- 児童生徒の自発的な学習活動を支援し、豊かな感性や情操を育む読書活動を展開するため、学校図書の更新・充実を図るとともに、学校図書館の整備を推進します。
- 学習指導要領にのっとり、授業などで使用する教育教材の更なる整備・充実を図ります。

施策4 ICT教育の推進

現状（課題）

- ◆ 社会の急速な情報化に伴い、学校教育においても「教育の情報化」が求められています。具体的には、ICT機器の適切な活用による、よりわかりやすい授業の在り方についての実践研究が課題となっています。

また、児童生徒が情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力の育成を図ることが必要です。

- ◆ 平成25年度には小学校コンピュータ教室にタブレット型パソコンを導入し、平成26年度には全小中学校の普通教室に大型モニタの配置が完了しました。今後も、学校で効果的に活用できるICT機器の整備を進めていくことが必要です。
- ◆ 自ら考え、様々な人々と協働しながら主体的に問題を解決できる力を育むための協働型・双方向型学習を実現するため、普通教室に無線ネットワーク環境の整備を行うとともに、ICTを活用した授業の効果を検証しながら、整備を進めていくことが必要です。
- ◆ 児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、教職員のICT活用能力や指導力を向上させることが必要です。



小学校コンピュータ教室

主な取組

- 1 ICT機器を使用した新たな授業の創造
 - 各教科、領域など、授業でICT機器を活用し、児童生徒の主体的学習を推進します。
 - 全ての児童生徒に、情報を収集・選択・活用・発信する能力や、豊かな創造性と応用力を育むとともに、児童生徒が発達の段階に応じた情報モラルを身に付けられるよう情報教育の推進に努めます。
 - ICT機器を活用したプレゼンテーション能力など、児童生徒が、これからの社会で求められる表現力の育成に取り組みます。
 - 学校における教育の情報化、授業などにおけるICTの活用、情報モラル教育などの推進に当たっては、上尾市学校ICT推進運営委員会、上尾市学校ICT推進プロジェクト委員会を中心に組織的に取り組みます。
 - 優れた授業の実践事例をデータベース化し、それを活用することで教職員の個々の指導力の向上、平準化を図ります。
 - ICT機器の整備については、大型テレビ、タブレット端末、デジタル教科書の整備を踏まえ、今後は校内ネットワーク網の整備を推進します。
- 2 教職員のICT活用研修の充実
 - 導入の進んだデジタル教科書の更なる活用方法やタブレット端末の積極的活用を推進するため、「ICT活用研修会」を実施し、教職員のICT活用能力及び指導力の向上を図ります。
 - 学校運営改善の視点に立ち、資料等のペーパーレス化を推進します。
 - 校務支援ソフトの導入など、教職員の校務効率化を推進します。



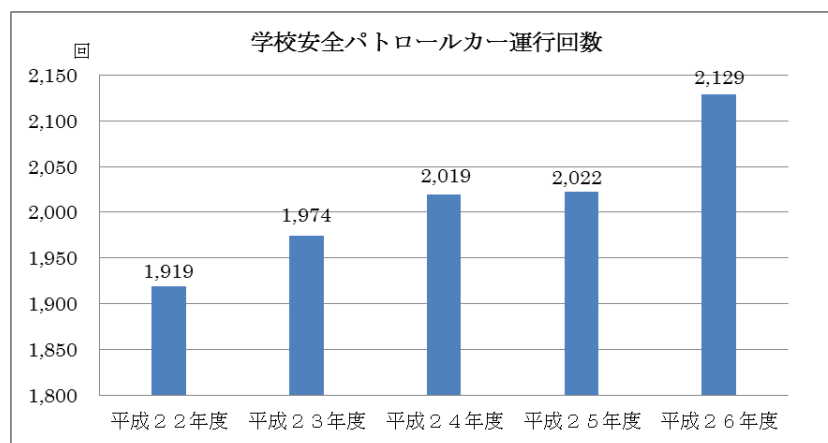
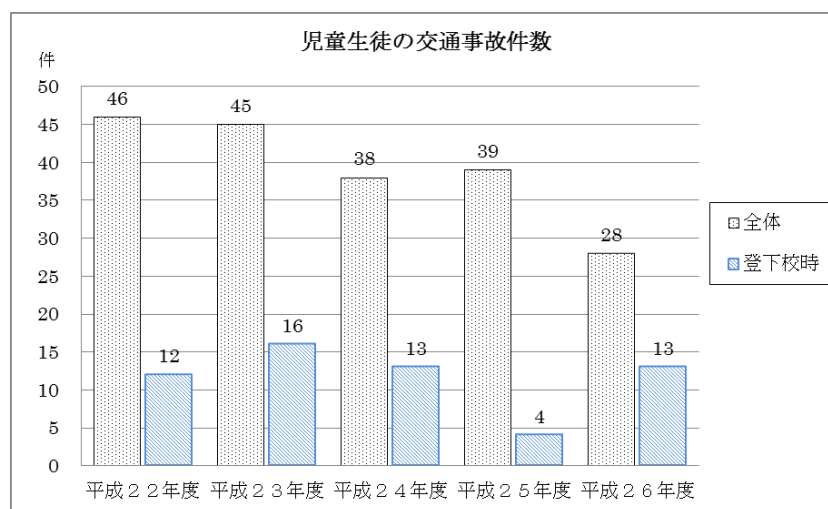
タブレット端末を使用した授業

施策5 学校安全の推進

現状（課題）

- ◆ 子供たちの安全を守るため、日常生活で起こる事故、子供をねらった犯罪への取組を一層充実させるとともに、児童生徒一人一人に事故の発生原因と安全確保の方法について正しく理解させ、安全に行動できる自己防衛能力の育成が必要です。
- ◆ 児童生徒の交通事故は、飛び出しや安全確認不足を原因とするものが多く、自動車が相手方であるものがほとんどです。児童生徒の生命と安全を守るため、交通安全教育の充実が必要です。
- ◆ 地震・火災などの災害に際し、適切な行動を取ることができる児童生徒の育成が必要です。
- ◆ 児童生徒の登下校時の安全確保、事故の要因となる学校環境の改善、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。

また、児童生徒の安全確保のために、家庭や地域との情報の共有が必要です。



主な取組

1 生活安全・防犯教育の推進

- 学校生活、学習時、学校行事、登下校において、安全に行動するための適切な意思決定や行動選択ができる児童生徒を育てます。
- P T Aと連携して、通学路安全マップの活用を図ります。

2 交通安全教育の推進

- 道徳や学級活動、自転車の乗り方などの安全指導を通して、発達段階に応じた系統性のある指導を徹底することにより、危険予測能力や危険回避能力の向上を図り、安全行動を実践できる児童生徒を育成します。

3 防災教育の推進

- 災害に際し、適切な行動を取ることができる児童生徒の育成を目指し、学校安全計画に基づく計画的な防災教育を推進します。

4 学校安全管理の徹底

- 登下校時の安全確保のため、小学校入学時に防犯ブザーを貸与するとともに、学校に防犯用具を配備します。
- 上尾市消防長が認定する「応急手当普及員」の資格を教職員に取得させ、自動体外式除細動器（A E D）の使用方法や心肺蘇生法などの応急手当講習を開催し、児童生徒の安全を確保します。
- 市内全ての小中学校に学校メール配信システムを活用し、児童生徒に関係する緊急情報などを家庭や地域などに速やかに提供し、学校・家庭・地域が一体となり、児童生徒の安全確保に努めます。

5 学校安全パトロールカー事業の推進

- 登下校時の防犯・交通事故防止を目的として、青色回転灯を装備したパトロールカーを各中学校区に配備し、P T Aや地域と連携して、地域の実情に応じた効果的な巡回パトロールを実施します。

6 通学路安全対策事業の実施

- 通学路の安全対策を集中的に取り組むため、上尾市P T A連合会からの要望書を基本として、緊急的に整備が必要と思われる箇所を選定し、順次整備します。

施策6 就学支援の充実

現状（課題）

- ◆ 高等学校や大学などへの進学の間意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な人に対する支援がますます必要となっています。
- ◆ 義務教育就学児童生徒を持つ家庭における、就学援助を必要とする割合は年々増加しています。経済的な理由により就学困難な家庭に対し必要な援助をすることは、義務教育の円滑な実施を図るために必要です。

主な取組

- 1 進学に対する支援
 - 経済的な理由により高等学校や大学などへの進学が困難な人の保護者に対して、入学準備金の貸付による支援を行います。
 - 経済的な理由により高等学校や大学などの就学が困難な人に対して、奨学金の貸付による支援を行います。
- 2 就学に対する援助
 - 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費、医療費など学校生活に必要な費用の援助を行います。

基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校応援団など、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

施策1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

施策2 家庭教育の充実

施策1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

現状（課題）

- ◆ 現在、市内全ての小中学校において学校応援団が組織され、各学校の実態に応じた活動が行われています。
子供たちを取り巻く状況が変化し、様々な課題を抱える中、今後ますます学校・家庭・地域が一体となって子供を育てることが重要となるため、学校応援団活動の充実が必要です。
- ◆ 市内全ての小中学校ではPTAが組織され、学校・家庭が一体となって子供たちの教育活動を支援しています。
今後もPTA活動を通して、社会教育・家庭教育と学校教育が連携を深め、子供たちの健全育成を図る必要があります。
- ◆ 子供たちが抱える問題を解決するためには、学校・家庭・地域の連携はもちろん、専門的な見地からの支援や助言が求められており、関係機関との連携が必要です。
また、家庭・地域の教育力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域・関係機関が力を合わせて教育に取り組む必要があります。
- ◆ 家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない子供たちの学習について、地域住民などによる多様な視点からの支援が必要です。

主な取組

- 1 学校応援団活動の充実
 - 学習支援、環境整備、安心・安全の確保などの学校応援団の活動を支援し、学校応援団活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図ります。
 - 学校応援団の活動を周知するとともに、学校応援団相互の連携を図ります。
- 2 PTA活動の活性化の推進
 - PTA活動を活性化するため、上尾市PTA連合会への支援を行います。
- 3 学校・家庭・地域・関係機関の連携推進
 - 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、青少年健全育成活動の促進や学習支援、部活動の指導など様々な活動を推進します。
 - 大学との連携によって、小中学生や市民の新たな学びを支援します。
 - 児童生徒のボランティア活動の充実を図り、積極的に地域と関わるなど、持続可能な地域人材の育成に努めます。
 - 学校応援団をはじめとした様々なキャリアを持った地域住民による、子供たちに対する学習支援事業について支援します。

施策2 家庭教育の充実

現状（課題）

- ◆ 保護者は子供に生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自主性を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう努めなければなりません。家庭教育は、子供の教育の中核を成すものであり、学校と各家庭・地域との良好な連携により、充実したものとなります。このため、保護者に必要性を周知し、より魅力ある事業展開を図る必要があります。
- ◆ 家庭教育については、保護者の学習活動が活発になるよう、支援が必要です。

主な取組

1 家庭教育推進活動の実施

- 家庭教育を推進するため、上尾市PTA連合会や幼稚園の保護者会などの協力により、家庭教育に関する学習の機会を提供します。
- 家庭教育の重要性を認識するための啓発活動を行います。

2 親の学習の推進

- 保護者である親が自ら学び、親として育ち、力をつけるための「親の学習プログラム」の活用を図ります。
- 保護者の家庭教育を行う力を向上させるため、各小中学校、PTAに情報提供を行います。

基本目標V 生涯にわたる豊かな学びのサポート

生きがい・つながり・心豊かな暮らしを学びで創ることができるよう、市民の生涯学習をサポートします。

施策1 生涯学習情報の発信

施策2 生涯学習機会の提供

施策3 生涯学習の体制と生涯学習施設等の充実

施策4 人権教育の推進

施策5 図書館運営の充実

施策6 新図書館の建設



寄せ植え教室



親子飾り巻きずし教室

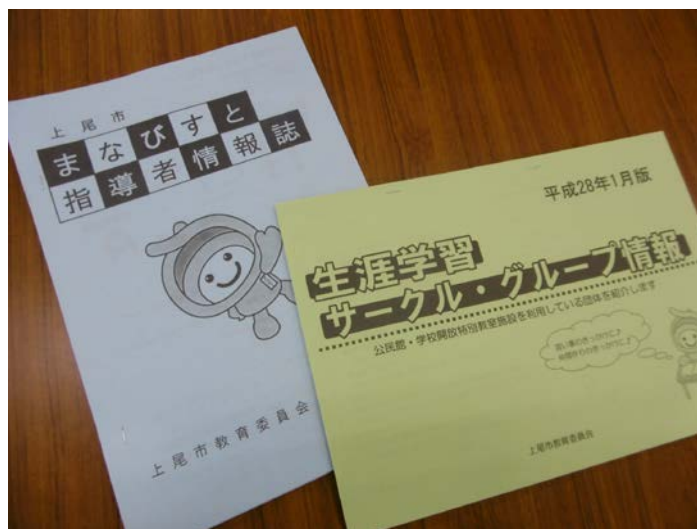
施策1 生涯学習情報の発信

現状（課題）

- ◆ 市民が生涯にわたる学習の必要性や重要性、生涯学習に関する事業についてより理解を深め、興味・関心を高められるよう、学習情報の収集・提供を行う必要があります。
- ◆ 市民がより多くの学習情報に触れ、学習活動を始められるよう、効果的な情報提供と学習相談体制の充実が必要です。

主な取組

- 1 生涯学習・社会教育情報の収集・提供
 - 生涯学習に関する事業について、幅広く情報を収集し、市民に提供します。
- 2 生涯学習グループ・指導者の情報発信
 - 生涯学習団体・サークルの情報をまとめ、情報誌を発行し、市民に情報の提供を行います。
 - 市内の優れた資質や能力・知識・経験を持つ人を上尾市まなびすと指導者として登録し、情報提供を行います。



生涯学習グループ・指導者の情報誌

施策2 生涯学習機会の提供

現状（課題）

- ◆ 市民一人一人が豊かな経験を重ね、充実した生活を送るためには、学習活動に対し興味・関心を抱き、実際に始めることができる環境を整備する必要があります。
- ◆ 社会情勢の変化に対応した学習機会を提供するため、企業や地域団体・大学などの教育機関と効果的な連携が必要です。
- ◆ 公共の課題を解決していくためには、市民が地域社会に興味関心を持つきっかけづくりが必要です。このため、公共の課題の解決に必要な行政課題に関する学習機会の提供が必要です。

主な取組

- 1 多様な学びの機会の提供
 - 公民館等で実施する講座事業の対象者や学習の目的を明確にし、体系的に学習機会を提供します。
- 2 連携・協働による学びの機会の提供
 - 大学などの教育機関や民間企業と連携を図ることで、子ども大学や大学公開講座など、より高度化・専門化した学習機会を提供します。
 - 庁内で連携を図り、市政や市民生活、市民の関心の深い分野などについて学習機会を提供する「あげお市政出前講座」の実施に努めます。
- 3 地域への関心を高める学びの機会の提供
 - ふるさと「上尾」への意識を高め、社会人としての自覚を促すため、成人教育を行います。
 - 公共の課題の解決に必要な行政課題に沿った普及・啓発事業を支援し、施策に関わる学習機会を提供します。



からだ温め講座



ペン字講座

施策3 生涯学習の体制と生涯学習施設等の充実

現状（課題）

- ◆ 平成28年度から運用を開始する第4次上尾市生涯学習振興基本計画について、効果的な推進を図るため、進行管理を行う必要があります。
- ◆ 生涯学習をより振興させるためには、市民ニーズや社会情勢を適切に教育行政に反映させる運営体制が必要です。
- ◆ 市民一人一人が生涯にわたり学習活動を継続できるよう、学習の拠点を整備・提供し、誰もが安心・安全に利用するための適切な支援が必要です。
- ◆ 市民が生涯学習活動の中で生きがいを見出し、更なる学習活動への意欲につなげるため、学んだ成果を生かす機会が必要です。

主な取組

- 1 生涯学習振興基本計画の推進
 - 生涯学習振興基本計画の効果的な推進を図るため、実施事業の評価と検証を行います。
- 2 生涯学習体制の充実
 - 社会教育委員会議を開催し、社会教育に関する事項の審議を通じて、生涯学習体制の充実を図ります。
 - 公民館運営審議会を開催し、公民館における各種事業の実施について調査審議し、公民館事業の向上を図ります。
 - 上尾市PTA連合会、ボーイスカウト上尾市連絡協議会などの社会教育団体の活動を支援します。
- 3 生涯学習拠点の整備
 - 市内6か所の公民館（上尾・上平・平方・原市・大石・大谷）を生涯学習の場として市民に提供するため、適切な管理・運営を行います。
 - 小学校の特別教室を学校教育に支障の生じない範囲内で、市内で活動する生涯学習団体に対し、学習活動の拠点として開放します。
- 4 学んだ成果を生かせる環境整備
 - 市民が学んだ成果を生かし、指導者として活動する場を支援します。
 - 日々の学習活動の成果を活用する場を提供します。



大石公民館まつり

施策4 人権教育の推進

現状（課題）

- ◆ 人権教育・啓発については、総合的な施策を推進していますが、現在も様々な人権問題が生じています。このため、上尾市人権教育推進プランに基づき、人権尊重の精神を育む施策を積極的に推進する必要があります。
- ◆ 偏見・差別の心を払拭し、様々な立場の人にとって住み良い地域コミュニティを形成するため、人権教育集会所の活用が必要です。

主な取組

1 人権教育の推進

- 人権教育推進協議会を開催し、人権教育の推進について協議を行い、人権教育施策の充実を図ります。
- 人権標語・作文コンクールなどを実施することにより、市民の人権意識の高揚を図ります。

2 人権教育集会所事業の推進

- 市内2か所の人権教育集会所（原市・畔吉）で実施する事業の企画及び運営について審議するため、人権教育集会所運営委員会を運営します。
- 人権教育集会所において、人権意識の高揚や市民の学習活動を支援するため、講座等の事業を実施します。
- 人権教育集会所を人権教育及び地域交流の拠点施設として活用するため、適切な管理・運営を行います。

施策5 図書館運営の充実

現状（課題）

- ◆ 利用者の資料要求は多様化・高度化しており、これらのニーズに応えるため、幅広いテーマやデジタル資料等を含む多種類の資料を収集することが必要です。
- ◆ 大学図書館への文献依頼については、学術雑誌の電子ジャーナル化に伴い、文献複写サービスが受けづらくなっています。聖学院大学をはじめ近隣大学との相互利用等、連携を強化して行くことが必要です。
- ◆ 対面朗読や録音資料の製作など基本的な障害者サービスが不十分な状態にあります。また、高齢者施設入所者や入院患者への訪問による図書館資料提供等の非来館型図書館サービスが必要です。
図書館の利用に障害のある児童のために、個々の障害の特性に合わせた図書館資料の提供に取り組む必要があります。
- ◆ 平成24年7月、図書館機能の一部である「子どもの読書活動支援センター（通称：あっぴい ぶっくる）」が富士見小学校図書室内にオープンしました。家庭・地域・学校へ向けて、本に関する情報の収集・提供を行い、子供の読書活動の推進を図っていくことが必要です。
- ◆ 読書離れ・活字離れの傾向にある小学校高学年・中学生・高校生の読書活動を推進することが必要です。
- ◆ 予約本の受け取り窓口の設置など、市民の身近な場所での図書館サービス提供について検討する必要があります。
- ◆ 様々な世代の人々が安らぎ、落ち着いて読書ができる環境づくりと、学びの支援や、情報や人の交流を促し、地域に活力を生む図書館を目指していくことが必要です。

<図書館利用等の推移>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸出資料点数	1,440,125	1,418,163	1,455,006	1,345,988	1,334,751
蔵書資料点数	574,733	580,537	580,754	589,211	595,813
利用者人数	384,793	385,539	440,036	417,909	423,459
予約リクエスト件数	159,965	168,687	207,961	202,531	209,223

※「蔵書資料点数」は雑誌・視聴覚資料を含む。

主な取組

1 図書館資料の整備・充実

- 基本的図書資料からデジタル資料、地域資料を収集・整備し、「市民の知る自由（図書館の自由に関する宣言：日本図書館協会）」を保障し、生涯学習の機会を提供します。
- 大学などの機関と連携し、専門資料の貸借や複写サービスなど情報源の拡大に努めます。

2 図書館サービスの充実

- 健康・医療情報提供サービスや法律情報提供サービスなど、社会の変化に対応した暮らしに役立つ情報提供機関を目指します。
- 活字による読書に障害のある人に対して対面朗読や録音資料貸出などのサービスを提供します。また、外出が困難な人や施設入所者に対しては、宅配サービスや施設訪問サービスなど非来館型の図書館サービスを行います。心身に障害のある子供に対しては、布絵本やデイジー資料など、個々の障害に応じた図書館資料の提供を行います。
- 市民とともに歩む図書館を目指し、図書館の運営状況等を公開するとともに、市民ボランティアを受け入れ、図書館事業への市民参画及び自主的活動を積極的に支援します。

3 「子どもの読書活動」の推進

- 家庭・地域・学校へ向けて、本に関する情報の収集・提供や、図書館職員の派遣、講演会の開催などを行います。また、地域の読書普及活動の担い手となる読み聞かせボランティアの養成・支援や活動場所の確保、学校や関係施設などへの派遣を行います。その他、読み聞かせボランティアグループの後継者の育成を援助するなど、グループ運営の支援にも努めます。
- 平成25年度から、図書館と市内小中学校、市立幼稚園が協力して、読み物セットをすべての小中学校、市立幼稚園に長期間一括貸出する「あっぴい ぶっくるセット本」事業を行っており、今後も子供たちに、新しい本にふれる機会を提供していきます。
- 小中学校の読書環境を充実するため調べ学習などに役立つ資料をテーマごとにセットし、貸出しを行います。また、学校で必要とされる本の提供に努めます。
- 図書館職員やボランティアが、市内の各地でおはなし会や子供の本に関するイベントを行いながら、イベントに関連する本、参加者が興味をもちそうな本などをその場で参加者に貸し出す「(仮称) まちかど図書館」の開催を検討します。
- 読書離れ・活字離れの傾向にある小学校高学年・中学生・高校生を中心

とした読書活動を推進します。

- 赤ちゃんの頃から絵本に親しんでもらうため、「ブックスタート」として、4カ月検診の際に、赤ちゃんに絵本の読み聞かせをし、2冊の絵本と絵本のリストを配布しています。保護者から好評を得ていることや、図書館利用につなげる効果が期待できることから、更に喜ばれる事業として最良な絵本が提供できるよう努めていきます。
- 小学生の読書の推進のため、「セカンドブックスタート」として、自分だけの読書手帳「読書パスポート」(写真)を市内全小学生に配布し、読書の楽しさを引き出すきっかけづくりに取り組み、家庭・地域・学校で「読書パスポート」を活用する機会を更に充実させます。

4 図書館施設の整備・充実

- 図書館サービス網の中核施設として、新図書館建設を進めるとともに、各分館、公民館図書室の設備の充実を図ります。



えほんの時間



読書パスポート



図書館まつり（図書館で宝探し）

施策6 新図書館の建設

現状（課題）

- ◆ 本館では、蔵書の収蔵能力が限界に達しているため、学校の余裕教室に特別閉架として資料を保管しています。また、開架の収蔵率が40%程度であり、日本図書館協会の示す基準の60%を大きく下回っています。
- ◆ 本館では、学習スペースの不足を補うため、集会室を開放していますが、混雑時には集会室は満席となり、閲覧席まで利用が及ぶことから、閲覧スペースの不足が問題となっています。また、集会室の開放により継続的な講座開催は困難な状態にあります。
- ◆ 本館では、身体の不自由な方や乳幼児連れの人など、バリアフリー化の設備が不足しています。

主な取組

- 1 誰もが学べる居心地のよい図書館の整備
 - 新図書館では蔵書の収蔵容量を増やすとともに、開架の収蔵率の向上に努めます。また、特別閉架の資料を新図書館の書庫に集約し、利用者への資料提供の短縮を目指します。
 - 新図書館では、十分な閲覧スペースと学習スペースの確保に努め、継続的な講座が開催できる環境を整備します。
 - 新図書館では、館内の段差の解消、書架の間隔や高さ、各種トイレの位置、駐車場からの動線に至るまでバリアフリー化を図り、安全性と快適性を確保し、多くの方々が利用しやすい施設を目指します。
 - 赤ちゃんからお年寄りまで全ての市民の学びたいと思う気持ちに寄り添い、市民の知的好奇心や学習意欲に応える生涯学習施設を目指し、市民の暮らしとコミュニティを支える新しい拠点を築いていきます。
 - 上尾市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、施設の充実に取り組み、読書をするだけの施設ではなく、市民の生涯学習に寄与し、地域活動の拠点となる図書館を目指します。
- 2 図書館ネットワークの充実
 - 図書館網の中心拠点として、5分館、3公民館図書室の運営とともに効率的な管理を行います。

基本目標VI 文化芸術の創造と文化財の保護

多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組めます。

施策1 文化芸術の振興

施策2 文化財の保護



県指定文化財 平方のどろいんきょ



市指定文化財 藤波のささら獅子舞

施策1 文化芸術の振興

現状（課題）

- ◆ 市民が心豊かな生活を営み、活力ある社会を形成するためには、文化芸術の振興は欠くことができないものです。文化振興団体と連携するなど、効果的かつ効率的な文化振興事業を展開する必要があります。
- ◆ 文化芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組み、また多くの市民がそれぞれに望む文化・芸術を享受できる、充実した環境が必要です。

主な取組

1 文化芸術活動の推進

- 文化芸術団体に対する支援や文化芸術振興基金の活用などを通して、市民が行う文化芸術活動の振興を図ります。
- 文化芸術振興基本法に基づき、市民ニーズを踏まえ、地域の特性に応じた新たな支援の方策について検討します。

2 文化芸術活動の場の充実

- 市美術展覧会や市民音楽祭など、市民の文化芸術の発表の場の提供に努めます。
- 市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、上尾市ギャラリーを運営し、施設の整備・充実を図ります。
- 上尾にゆかりのある芸術家の交流や活動を支援し、市民が身近に芸術を鑑賞できる環境を整えることを目的に、あげおクラシックコンサートを開催します。また、小学校児童を対象としたアウトリーチコンサートを開催します。



あげおクラシックアウトリーチコンサート

施策2 文化財の保護

現状（課題）

- ◆ 文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、文化向上・発展の基礎になるものです。文化財保護法、県や市の文化財保護条例に基づき、調査体制の充実を図り、文化財の保護を進めていく必要があります。
- ◆ 無形民俗文化財は、地域の人々が日常生活の中で創造し、継承してきたもので、市民の生活の推移を理解する上で欠くことができない、貴重な文化財です。今後の継承のため、保持団体に対する支援が必要です。
- ◆ 歴史的事実の記録である古文書や歴史的公文書等を市民共有の知的資源として適切に保存や活用を図る必要があります。
- ◆ 市民をはじめ、多くの人が本市の歴史や文化などの価値を認識し、保護していく意識を育むことが必要です。

主な取組

- 1 文化財の調査と指定・登録
 - 保護の対象となる文化財の調査を行い、指定・登録を更に進め、保存・継承のために必要な事業を実施します。
 - 周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事などの際に、試掘調査や指導、必要に応じて記録・保存のための発掘調査を行います。
- 2 無形民俗文化財の継承と活動支援
 - 無形民俗文化財の継承のために、保持団体等に対する支援を行うとともに記録・保存や現地公開のための支援を行います。
 - 無形民俗文化財を記録に残すため、映像による記録を行います。
- 3 歴史資料の収集・保存
 - 市の歴史に関する資料を収集し、保存を図るため、必要な施設の整備について検討を進めます。
 - 歴史資料の活用のため、収集した資料の整理や目録の整備を行います。
 - 保存年限を経過した行政文書のうち、歴史的価値のある公文書の収集を行います。
- 4 文化財・歴史資料の活用
 - 文化財保護の意識啓発のため、文化財を活用した事業を実施します。また、市民の学習活動や学校教育活動の中で、文化財の活用を図ります。

基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動 の推進

生涯にわたり心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むため、
スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提
供に取り組みます。

施策1 スポーツ・レクリエーション事業の充実

施策2 スポーツ施設の整備・充実

施策3 スポーツ指導者の育成

施策4 スポーツ・レクリエーション活動の支援



上尾シティマラソン

施策1 スポーツ・レクリエーション事業の充実

現状（課題）

- ◆ いつでも、どこでも、誰でもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、そのきっかけづくりとして様々なスポーツ・レクリエーション教室や、各種大会を開催しています。
各種事業を実施するとともに、上尾シティマラソンや市民体育祭、市民駅伝などの各種スポーツ・レクリエーション大会を通じ、スポーツ・レクリエーション愛好者の交流と地域コミュニティの活性化を図る必要があります。
- ◆ 子供の体力・運動能力の低下と運動習慣の二極化が課題となっているため、運動や遊びを通じて積極的に身体を動かす場と機会を作っていく必要があります。

主な取組

1 スポーツイベントの充実

- 上尾シティマラソンや市民体育祭、市民駅伝などのスポーツイベントは参加者のニーズを把握し、効率的な運営を図り、大会の充実に努めます。
- スポーツ・レクリエーション大会などにおけるボランティアの活用を推進します。
- 子供から高齢者までそれぞれの年代に合わせたスポーツプログラムの提供や障害者のスポーツ・レクリエーション活動の参加支援などを進めます。
- 健康で豊かなスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、保健・福祉・医療関係との連携を図ります。

2 子供のスポーツ機会の充実

- 児童生徒の体力向上を図り、スポーツに親しむ機会を提供するため、上尾メディックス（実業団バレーボールチーム）や大学などのスポーツ団体と連携して事業を充実させ、子供たちが日常的に運動を行える環境の整備に努めます。
- スポーツのすそ野拡大と子供のスポーツ機会の充実を図るため、スポーツ少年団との連携・支援を推進します。



なわとび大会

施策2 スポーツ施設の整備・充実

現状（課題）

◆ 本市の屋内スポーツ施設は、上尾市民体育館（アリーナ・卓球室・柔道場・剣道場・弓道場・トレーニング室・会議室兼スタジオ・テニスコート6面）と市内5公民館に体育室があります。屋外スポーツ施設は、平方スポーツ広場（野球場1面・ソフトボール場2面・多目的広場1面・グラウンドゴルフ場1面）、平方野球場、平塚サッカー場、上尾市民球場（夜間照明付き）があります。その他、市内小中学校の校庭・体育館を開放しています。

また、上尾運動公園陸上競技場・体育館、さいたま水上公園、武道館など県のスポーツ施設が一団としてあり、各種スポーツ大会や市民の運動・憩いの場として利用されています。

今後は、利用者の体力や適性に応じたスポーツ・レクリエーション活動ができるための施設や設備の充実を図るとともに、平方スポーツ広場などの既存施設の改修を進めていく必要があります。また、管理面においても利用者のニーズを的確に捉え、効率的な管理運営を図ることが重要です。

主な取組

1 スポーツ施設の整備と管理運営

○ 平方スポーツ広場や平方野球場などの施設は、スポーツ・レクリエーションを通して交流できる西側の拠点に位置付け、身近なスポーツ公園施設としての機能の充実を図るとともに、老朽化している施設の改修を進めます。

○ 市民体育館は、市民の最も身近なスポーツ活動の拠点として、利用者のニーズに応えた機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、適切な管理運営に努めます。

○ スポーツ施設の管理運営については、市民体育館以外の施設についても指定管理者制度の活用を検討し、管理体制の効率化や計画的な維持管理を図ります。

○ 県有施設については、今後の整備計画について情報を収集し、より市民が利用しやすい施設となるよう要望していきます。



市民体育館（アリーナ）

2 学校体育施設の開放と設備の充実

○ 体育館・校庭を合わせ年間延べ37万人以上が利用しています。今後は、老朽化した施設や設備の改修を進めて、利用環境の向上に努めます。

施策3 スポーツ指導者の育成

現状（課題）

- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を支える指導者の育成と合わせ、地域に根差した生涯スポーツを推進するため、スポーツ推進委員の活用が必要です。
- ◆ スポーツを見る、するだけでなく、健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を支えるボランティアとしての市民参加意欲が高まってきており、それらの意欲を生かす機会と場の提供が必要です。

主な取組

- 1 スポーツ推進委員活動の充実
 - 地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員の資質向上やスキルアップを図るため、様々な研修や講習会を実施します。
- 2 スポーツ指導者の育成・活用
 - スポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため、スポーツ推進委員やスポーツ団体、学校、関係団体などと連携して、指導者の育成に努めます。
 - 県のスポーツリーダーバンクなどにより、人材の有効活用を図ります。



スポーツ推進委員研修会



スポーツ・ステップアップ講座

施策4 スポーツ・レクリエーション活動の支援

現状（課題）

- ◆ 市民の主体的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するためには、上尾市体育協会を中心に、自立したスポーツ・レクリエーション団体による積極的な支援が必要です。
- ◆ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進のため、上尾市体育協会に加盟するスポーツ・レクリエーション団体と連携した様々な事業を展開していく必要があります。

主な取組

- 1 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
 - 上尾市体育協会と連携して、スポーツ・レクリエーション団体の育成、支援を図ります。
 - 上尾市体育協会主催のスポーツ講演会、レクリエーション大会などを通じ、市民のスポーツ活動の推進を図ります。
- 2 総合型地域スポーツクラブの支援
 - 幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図ります。



いきいきライフ大運動会



上尾市レクリエーション大会

第3章 計画の推進

- 1 点検・評価の実施
- 2 社会全体で取り組む教育の推進
- 3 指標

第3章 計画の推進

1 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と結果のフィードバックが不可欠です。

現在、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果についての報告書を議会に提出するとともに、公表しています。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。

2 社会全体で取り組む教育の推進

教育の更なる振興を図るためには、市民一人一人の教育についての意識を高め、学校・家庭・地域・行政が共につながり、支え合い、一体となって推進することが大切です。



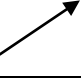
そのためには、教育に関する様々な情報を積極的に発信し、その情報を共有する必要があります。また、企業や大学、NPO、国・県などの関係機関と協働し、連携を強めていくことが重要です。

学校・家庭・地域・行政、更には、企業や大学などの関係機関を含めて社会全体で教育の振興を推進していきます。

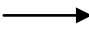




3 指標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況や成果の具体化を図るために、次に示すとおり、いくつかの指標を設定し、最新の実績値から見た5年後に向けた指標の方向性を定めます。


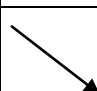
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
埼玉県学力学習状況調査における平均正答率 対象学年：小学校4年生～中学校3年生 調査教科：国語、算数・数学、英語 ※英語は中学校2・3年生で実施	県の平均正答率を 全て上回る (H27)	
中学生海外派遣研修事業に応募した生徒数	63人 (H27)	
中学生社会体験チャレンジ事業に参加して「進路意識の向上ができた」と回答した生徒の割合	48.8% (H26)	



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
アンケートで把握したいじめの解消率	100% (H26)	
暴力行為の発生件数	0件 (H26)	
教育相談の終結率	76.4% (H26)	
新体カテストの総合評価で上位3ランク（ABC）の児童生徒の割合	小学校79.7% 中学校85.4% (H27)	
児童生徒の朝ごはんの摂取率	小学校95.1% 中学校93.3% (H27)	


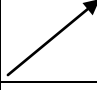
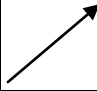

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
大型モニタの活用率	小学校81% 中学校57% (H26)	
登下校時の交通事故件数	13件 (H26)	

基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
各学校の学校応援団の合計活動日数	9,938日 (H26)	
家庭教育推進事業の参加者数	404人 (H26)	

基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
まなびすと指導者バンク登録者数	129人 (H26)	
教育機関・民間企業等と連携・協働して実施した講座数	10講座 (H26)	
公民館で生涯学習活動を行った人の数	9,805人 (H26)	
学校施設（特別教室）開放事業の利用件数	896件 (H26)	
人権教育集会所における研修や講座の参加者数	1,006人 (H26)	
図書館の利用者数	423,459人 (H26)	
図書館資料の予約・リクエスト件数	209,223件 (H26)	

基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
上尾市美術展覧会への出品点数	462点 (H27)	→
指定・登録文化財件数	123件 (H27)	↗
活動している無形民俗文化財の保持団体数	38団体 (H27)	→
整理された歴史資料の目録点数	16冊 (H27)	↗

基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動の推進

指標名	実績値（実績年度）及び実績値から見た指標の方向性	
施設の利用者数	889,386人 (H26)	↗
スポーツ・レクリエーション事業の参加者数	24,869人 (H26)	↗
スポーツイベントに参加する児童生徒の数	7,282人 (H26)	↗
スポーツ・レクリエーションに関するスキルアップ講座等の受講者数	55人 (H26)	↗

参考資料

- 1 用語解説
- 2 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 3 策定経過

1 用語解説

行	用語	説明	ページ
あ	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	2,5,11,12,24 48,52,53
	アウトリーチコンサート	文化芸術に触れる機会の少ない人たちのところへ芸術家が出向いて行う出張コンサート。上尾市では、子供たちの文化芸術への関心を高めることを目的に、小学校でクラシックコンサートを開催している。	70
	あげお市政出前講座	市民の主催する学習会等に市の職員を派遣するシステム。市職員の専門的な知識や技能や市政に関する説明を行い、生涯学習に対する市民の積極的な取組を促進することを目的にしている。	13,62
	アップー学校パトロール隊	すべての中学校区で組織している学校、保護者、地域の方による非行防止、不審者対策、防犯対策などを目的としたパトロール隊。	38
	アップースマイルサポーター	障害のある児童及び生徒が在籍する通常学級に対し、生徒指導の充実と健全な学級運営を図るため、学級担任等の教員の補助を行う。	2,7,33,41
	アップースマイル教員	中学校第1学年で、1クラス35人学級を編成し、きめ細やかな指導の充実を図るために配置する教員。	7,29
	ESD	持続可能な開発を促進するため、地球的な視野をもつ市民を育成することを目的とする教育。	30
	インクルーシブ教育	障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。	33
	NPO	Non Profit Organization の略。「非営利組織」との意味で、利益を目的とせず、社会的な使命 (ミッション) の現実を目指して活動する組織や団体。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しない。	78
親の学習プログラム	埼玉県教育委員会が作成した親の学習のためのプログラム。子育て中の親等を対象として子育てに必要な知識やスキルを学ぶことができる「親が親として育ち、力をつけるための学習」のプログラムは、家庭教育に関する研修や学習活動に幅広く活用されている。	59	
か	外国語指導助手 (ALT)	ALTはAssisitant Language Teacher の頭文字。中学校や高等学校などで日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。昭和62年度より導入。	8,30
	外国語活動	新学習指導要領により、小学校第5学年及び第6学年に外国語活動が新設され、平成23年度から全小学校において実施されることとなった。上尾市では、平成21年度より先行実施している。	9,30
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとしての協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	13,20,57,58 80
	学校感染症	学校保健安全法施行規則第18条に規定された、学校において予防すべき感染症。(インフルエンザ、麻疹、感染性胃腸炎など)	44,45
	学校規模の適正化	標準学級数12～18学級(学校教育法施行規則)	50
	学校適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資する。	41
	学校評価	学校運営の改善と発展を目指し、各学校で教育活動の成果を検証するもの。	50
	学校評議員制度	開かれた学校づくりを推進するとともに、学校が説明責任を果たしていくという観点から設けられた制度。評議員は、教育に関する理解及び識見を有する人の中から委嘱され、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べる。	11

行	用語	説明	ページ
か	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	10,47
	キャリア教育	児童生徒に勤労観・職業観を育てるとともに、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育。	8,27,31,32
	教育に関する3つの達成目標	埼玉県において「学力」(＝知)、「規律ある態度」(＝徳)、「体力」(＝体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。	28,35,42
	子ども大学	大学のキャンパス等を会場に、大学教授や地域の専門家が講師となり、子供の知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行う事業。	14,62
さ	さわやか相談室相談員	児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、児童生徒・保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、児童生徒や保護者とのカウンセリングを実施しながら、問題解決に努めている。	38,41
	さわやかメール	相談者の事情により、電話や家庭訪問等による相談や支援ができない場合に電子メールで相談を受けている。	38
	支援籍	ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒とない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対して、より適切な教育的支援を行うため、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。埼玉県独自の学籍。	33
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正により平成15年に創設された制度。民間事業者やNPO、地域団体等も、議会の議決を経て、指定管理者に指定できることになった。	17,74
	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法に定義される用語。埋蔵文化財と呼ばれる石器や土器などの遺物や遺構を包蔵する土地として周知されている土地をいう。市では、周知の埋蔵文化財包蔵地を分地地図や台帳を整備して、情報の提供を行っている。	71
	小1プロブレム	小学校入学直後の児童に見られる問題行動。授業中に落ち着いて話を聞くことができず、騒いだり、歩き回り、注意されると感情的になるなどして、集団行動がとれず、学校生活に適応できない。制約の少ない幼稚園・保育園と規則の多い小学校の環境の格差、家庭教育の欠落・不足による基本的生活習慣・自制心の獲得の遅れなどが原因とされる。	32
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。	5,53
	食育	生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。	23,34,46,47
	人権感覚育成プログラム	平成20年に埼玉県教育委員会が作成した「児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむための『自分』『人』彩発見プログラム」のこと。学校教育編と社会教育編(平成21年)とがある。このプログラムは、「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点を設け、児童生徒が発達の段階に即して、その視点に沿った学習が、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの中で計画的、系統的に学習できるに構成されたもの。	39

	用語	説明	ページ
さ	人事評価	教職員が設定した目標の達成状況並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢を評価すること。	11,12,49
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。	10
	スポーツリーダーバンク	スポーツ活動の普及振興を図る目的で、スポーツ指導者の登録や紹介をする制度。	75
	セカンドブックスタート	市内全小学生に「読書パスポート」を配布する事業。読書の楽しさを引き出すきっかけづくりを目的としている。	14,67
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。	76
た	中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。	32
	デージー資料	視覚などの障害により活字による読書が困難な人のための録音資料。	66
	ティームティーチング	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の児童・生徒を指導する指導方法および形態。学級内における教師間の協力のほか、学級の枠を越えて学習集団を柔軟に編成することもある。	28,30
	道徳教育推進教師	道徳教育を推進していくための体制づくりにおいて、中心となって学校全体を動かす役割を担う教員。	9,36
	読書パスポート	図書館の利用案内や調べ学習の仕方、おすめの本などを掲載しているほか、読書の記録ができるようになっている小冊子。平成26年度から、小学生に配布している。	14,67
	特別支援教育	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、盲学校、聾学校及び養護学校や小・中学校の特殊学級、あるいは通級の指導において行われる教育。	2,22,27,33
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする教員。	33
な	ネットパトロール	非行・問題行動の未然防止に資するため、市内中学校11校の学校非公式サイトとLINEは除く個人(SNS)サイトを監視調査するいじめ根絶対策事業。教育委員会は、毎月の調査報告内容を精査し、緊急性の高い事案については速やかに学校に情報提供する体制を整えている。情報提供を受けた学校は、指導体制を確立し、保護者及び生徒に指導をする。	9,38
は	ブックスタート	4か月健診の際に赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す事業。絵本を通して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合う時間を過ごすきっかけをつくることを目的としている。	14
	文化芸術振興基金	文化芸術の振興及び普及を図るための活動支援や文化芸術の振興の目的をもって行う人物の派遣または招へいに関する事業の経費に充てるための基金。平成9年に上尾市文化芸術振興基金条例が施行される。	15,70
	非構造部材	建物の構造体以外の天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等。	51
ま	まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援する講師や指導者を要望に応じて紹介するシステム。生涯学習活動における指導者の活用と生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。	13,15,80

2 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

平成27年4月20日

教育長訓令第3号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、上尾市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員12人以内をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小中学校長又は中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会の設置)

第8条 委員会に、教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育総務部次長	学校教育部次長	教育総務部教育総務課長	教育総務部生涯学習課長	教育総務部スポーツ振興課長	教育総務部図書館次長	学校教育部学務課長	学校教育部指導課長	学校教育部学校保健課長	学校教育部中学校給食共同調理場所長
---------	---------	-------------	-------------	---------------	------------	-----------	-----------	-------------	-------------------

3 策定経過

開催日		会議名	主 な 内 容
平成27年	4月30日	第1回策定委員会	計画策定の趣旨、これまでの取組状況について
	5月18日	第1回作業部会	基本理念、基本方針、基本目標について
	6月12日	第2回作業部会	第1期計画の成果及び課題について
	7月13日	第3回作業部会	施策及び主な取組について
	8月10日	第4回作業部会	施策及び主な取組について
	9月16日	第5回作業部会	第2期計画の素案について
	9月17日	第2回策定委員会	基本理念、基本方針、基本目標について
	9月30日	第6回作業部会	基本方針、基本目標、施策体系について
	10月19日	第7回作業部会	基本方針、基本目標、施策体系について
	10月20日	第3回策定委員会	基本方針、基本目標、施策体系について
	10月29日	教育委員会10月定例会	策定状況について報告
	11月 4日	第8回作業部会	総論、施策の展開について
	11月10日	第4回策定委員会	総論、施策の展開について
	11月18日	教育委員への説明会	計画（案）について説明
	12月 7日	第9回作業部会	教育委員からの意見、各基本目標の主な目標値について
	12月 9日	第5回策定委員会	施策の展開、計画の推進について
12月24日	教育委員会12月定例会	計画（案）について協議	
平成28年	1月 8日 ～28日	市民コメント募集	計画（案）について意見募集
	2月 2日	第10回作業部会	市民コメント結果、学識経験者からの意見、計画（案）について
	2月 3日	第6回策定委員会	市民コメント結果、学識経験者からの意見、計画（案）について
	2月18日	教育委員会2月定例会	計画（案）について議決

○上尾市民憲章（昭和 63 年 7 月 15 日制定）

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切にし、あたたかい上尾をつくります。
- 1 体をきたえ、活気ある上尾をつくります。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくります。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくります。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくります。

○上尾市スポーツ都市宣言（昭和 51 年 5 月 2 日宣言）

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育くみ、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

○上尾市非核平和都市宣言（昭和 60 年 8 月 15 日宣言）

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

○上尾市人権尊重都市宣言（平成 7 年 10 月 3 日宣言）

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

○上尾市子ども憲章（平成 15 年 10 月 1 日制定）

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

第2期上尾市教育振興基本計画

◆指導・助言者

埼玉大学 教育学部教授 大澤 利彦氏

◆上尾市教育委員

委員長	細野 宏道	委員長職務代理者	甲原 裕子
委員	吉田 るみ子	委員	岡田 栄一
委員	中野 住衣	教育長	岡野 栄二

◆策定委員会

教育総務部

部長 (委員長)	尾形 昭夫	次長	保坂 了
副参事兼図書館次長	黒木 美代子	教育総務課長	西嶋 秋人
生涯学習課長	関 孝夫	スポーツ振興課長	平賀 健治

学校教育部

部長 (副委員長)	西倉 剛	次長	長島 慎一
次長兼学務課長	石塚 昌夫	副参事兼指導課長 兼教育センター所長	上野 明
学校保健課長	坂井 良昭	中学校給食共同調理場 所長	吉田 満

学校

大石北小学校長	谷口 好男	南中学校長	森井 哲夫
---------	-------	-------	-------

◆作業部会

学校教育部

学務課副主幹 (リーダー)	勝 雄一	指導課副主幹 (サブリーダー)	佐々木 智美
指導課副主幹	石井 都	学校保健課副主幹	吉羽 政之
中学校給食共同調理場 主査	中村 操		

教育総務部

教育総務課主幹	平賀 勝	生涯学習課主査	松崎 まり子
図書館主査	梅津 将人	スポーツ振興課主任	大室 紀和

学校

尾山台小学校主幹教諭	大野 和孝	東中学校教諭	松倉 紗野香
------------	-------	--------	--------

平成28年3月発行

発行 上尾市教育委員会

編集 上尾市教育委員会教育総務部教育総務課

●問い合わせ先

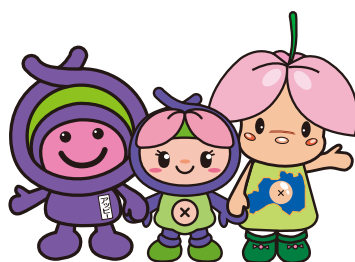
上尾市本町三丁目1番1号

上尾市教育委員会教育総務部教育総務課

電話 048-775-9469

FAX 048-776-2250

E-mail s421000@city.ageo.ne.jp



夢・感動教育 あげお